

役員規程

一般社団法人日本雇用環境整備機構
平成22年8月2日制定

(役員)

第1条 一般社団法人日本雇用環境整備機構（以下、本機構という）の役員は、本機構の適正な運営のため本機構規則に則り権利義務を負うものとする。

(役員報酬等)

第2条 本機構規則第27条の規定により、役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第3条 本機構規則第28条の規定により、理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本機構の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本機構との取引
- (3) 本機構がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本機構とその理事との利益が相反する取引

(役員業務遂行の制限)

第4条 役員は本機構規則第3条に定める目的のために業務を遂行するが、本機構の業務に関して以下の業務を遂行をしてはならない。

- (1) 自己又は自己の関係する特定企業、団体の利益を求める業務の遂行
- (2) 自己又は自己の関係する特定企業、団体の営利に帰属する業務の遂行
- (3) 自己又は自己の関係する特定企業、団体の広報宣伝に類する業務の遂行

(事務)

第5条 事務局は、役員に関する次の事務を執り行うものとする。

- (1) 役員名簿及び履歴書の管理
- (2) 負担金請求及び入金等に関する帳簿、証拠書類の作成並びに管理
- (3) その他必要な帳簿及び書類の作成、管理

(任期)

第6条 本機構規則第26条の規定により、理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

(その他)

第7条 本規程及び本機構規則に定めのない事項については、一般法人法並びに関係法令に則り理事会が定める。

附則

理事就任にあたる者は書面をもって承諾を行い、機構規則第23条に則り社員総会の決議を経て就任するものとする。(イ)

平成22年8月2日制定
平成22年12月10日改訂(イ)
平成24年5月29日改訂